

《高山市高齢者日常生活用具給付等事業》

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などに対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活用具を「給付」または「貸出」をしています。

平成31年4月から、聴力が低下している高齢者の世帯を対象に、ボタンを押すと、音と“光”で知らせる玄関チャイムを追加しました。
民生委員さんの見守り活動にお役立てください。

【給付】 ※給付を希望される方は、必ず購入前にご相談ください。

種目	対象者	性能等	給付限度額
電磁調理器	おおむね 65 歳以上であつて、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であつて、高齢者が容易に使用し得るものであること。	41,000 円
火災警報器	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して、知らせ得るものであること。	6,000 円
自動消火器	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。	30,900 円
玄関チャイム (送信機及び受信機)	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に属する者で、聴力が低下している高齢者	来訪者が送信機のボタンを押すと、音及び光を発して、知らせ得るものであること。	5,000 円

※給付は、1 世帯につき各 1 台を限度とします。取付け費用は、給付の対象となりません。

【費用の負担】

区分	利用者世帯の階層区分	利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0 円
	市民税非課税世帯	
B	生計中心者の市民税課税年額が 15,000 円以下の世帯	上記の給付限度額（用具の給付に要する費用が給付限度額を下回る場合はその額）の 3 分の 1
C	生計中心者の市民税課税年額が 15,001 円以上 30,000 円以下の世帯	上記の給付限度額（用具の給付に要する費用が給付限度額を下回る場合はその額）の 3 分の 2
D	生計中心者の市民税課税年額が 30,001 円以上の世帯	全額

【給付】手続きの流れ

- ① 業者から、「見積書」商品がわかる「パンフレット」（カタログなど）をもらう。
- ② 市へ申請書と見積書などを提出する。
申請書には、民生児童委員の意見等の記入が必要です。
- ③ 市から決定通知書と給付券が届く。
- ④ 器具を購入する。
- ⑤ 納品後、業者に給付券を渡し、利用者負担額を支払う。
補助金は、市から業者へ直接支払いますので、利用者される方は、利用者負担額のみを業者に支払います。

【給付】手続きの方法

〔申請に必要なもの〕 高齢者日常生活用具給付等申請書（市役所又は支所にあります）
見積書（商品名と型番を記載してもらってください。）

〔手続きするところ〕 市役所高年介護課、各支所の地域振興課

【貸与】 次の用具を貸し出ししています。

種目	対象者	性能等
老人用電話	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等	呼び出し音量・受話音量が容易に調節でき、表示が大きい電話機
シルバーカー	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び市民税非課税世帯に属する高齢者等	歩行時にその補助のため使用する補助車

【貸与】手続きの流れ

- ① 市へ申請書を提出する。（申請書には、民生児童委員の意見等の記入が必要です。）
- ② 市から決定通知が届く。
- ③ 用具を受け取る。

【貸与】手続きの方法

〔申請に必要なもの〕 申請書

〔提出書類〕 高齢者日常生活用具給付等申請書（市役所又は支所にあります）

〔手続きするところ〕 市役所高年介護課、各支所の地域振興課

お問い合わせ先 高山市役所 高年介護課 高齢者支援係

電話 0577-57-5200・FAX 0577-35-4884